

農地中間管理事業管理耕作業務委託実施要領

公益社団法人ひょうご農林機構

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人ひょうご農林機構（以下「機構」という。）が農地中間管理権を取得した、農地整備事業などが予定されている又は当該事業による換地処分が未完了の農用地等を適正に管理するため、農地中間管理事業規程（以下「事業規程」という。）第5条に基づく業務の委託に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「管理耕作」とは、農用地で肥培管理等を行い農産物の生産を行うことにより管理する方法をいう。

(委託業務の内容)

第3条 機構は、次に掲げる業務を委託するものとする。

- 一 別表に定める農作物の生産管理作業
- 二 前項の作業以外で農地を適正に管理する作業
- 三 地域の農業者と適切な役割分担の下に行う作業
- 四 生産・収穫された農産物の販売

(委託先)

第4条 委託の相手方（以下「受託者」という。）は、農地中間管理事業の趣旨に即して、委託業務を適正かつ円滑に処理することができる者とする。

2 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ機構から書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託に係る農用地)

第5条 業務を委託する農用地は、次に掲げる農用地とする。

- 一 農地整備事業などの工事が予定され、相当の期間、中間管理が必要となる農用地
- 二 農地整備事業などの工事が完了し、一時利用地指定通知されてから農用地利用配分計画による貸借権設定までの間、中間管理が必要となる農用地
- 三 その他、理事長が特に認める場合

(委託契約)

第6条 機構は、業務を委託しようとするときは、あらかじめ受託者の同意を得るものとする。

2 業務委託契約は、別添参考様式「公益社団法人ひょうご農林機構農地中間管理事業管理耕作業務委託契約書」をもって契約するものとする。

(委託料)

第7条 受託者は、第3条第四号に係る販売収入を業務に必要な経費に充当するものとし、本業務委託に係る委託料はこれを求めない。

(契約期間)

第8条 業務を委託する期間は、次に掲げる期間で設定する。

- 一 第5条第一号に定める農用地の場合、契約締結の日から、農地整備事業などの工事が着工されるまでの期間。
- 二 第5条第二号に定める農用地の場合、契約締結の日から、換地処分公告の日までの期間であつて、5年を超えない期間。ただし、農用地利用配分計画により賃貸借等の利用権を設定した場合はその前日までとする。
- 三 第5条第三号に定める農用地の場合、契約締結の日から、1年を超えない期間。ただし、受託者を受け手として当該農用地に賃貸借等の利用権を設定した場合はその前日までとする。

(実施状況等の報告)

第9条 機構は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、その他必要な事項について受託者に報告を求めることができる。

(委託業務の変更又は中止)

第10条 受託者は、委託業務内容の変更を行う必要が生じた場合又は委託業務を中止せざるを得ない事由が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委託契約及び委託業務の実施に必要な事項については、双方協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年10月20日から適用する。

この要領は、令和2年3月5日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

別表

農作物	生産管理作業
① 水稻	耕起・代かき、田植え、稲刈り・脱穀等の一連の作業
② 麦・大豆	耕起・整地、播種、収穫等の一連の作業
③ その他の作目等	①及び②に準ずる一連の作業等

公益社団法人ひょうご農林機構農地中間管理事業管理耕作業務委託契約書

委託者公益社団法人ひょうご農林機構（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、別紙農用地の管理耕作業務委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、農地中間管理事業により借り入れた農用地を適正に管理するため管理耕作業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（業務の実施）

第2条 乙は、業務を農地中間管理事業管理耕作業務委託実施要領（以下「要領」という。）に基づいて履行しなければならない。

（委託料）

第3条 乙は、要領第3条第四号に係る販売収入を業務に必要な経費に充当するものとし、本業務委託に係る委託料はこれを求めない。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、令和 年 月 日とする。

（業務の委託期間は、契約日から農地整備事業などの工事着工までの期間とする。）

（要領第5条第2号；ただし、農用地利用配分計画により賃貸借等の利用権を設定した場合はその前日までとする。）

（要領第5条第3号；ただし、乙を受け手として当該農用地に使用貸借による権利または賃借権を設定した場合はその前日までとする。）

（作業中の事故等）

第5条 甲は本業務に係る作業中の事故等については、一切の責任を負わない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（状況の報告等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、業務の実施について、その状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(解除等)

第8条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

(疑義の解決)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲と乙が署名または記名押印のうえ各自その1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名 公益社団法人 ひょうご農林機構
一農地中間管理機構一
理事長 印

乙 住 所

氏 名

※氏名又は代表者名は、自署又は記名押印するものとする

(別紙) 農用地一覧

No	農地の所在・地番	地目	面積(m ²)	農作物
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
計				-